

家を建てるなら
南阿蘇村で!



熊本地震によって被災された皆さまへ

被災された方々の住まいづくりを税制面で応援します!

南阿蘇村では、熊本地震で家屋に被害を受けた方が新たに取得された家屋について、一定期間、村独自の固定資産税減免制度を始めます。

以下の要件に該当する場合は減免対象者となります。

1 被災家屋の要件

- 熊本地震によって被災した家屋のり災証明が「一部損壊」以上であること
- 被災家屋を解体または、売却などの処分をしていること

2 減免期間

- 受付対象家屋：平成28年4月14日から平成33年(2021年)3月31日までに取得した家屋で居住用家屋(アパート・賃貸を除く)であること
- 減 免 期 間：4年間

◎代替家屋として新築した家屋の床面積が、被災家屋の床面積以下の場合、固定資産税が4年間0円となります!

※被災家屋の床面積を超える分は課税の対象となります。

3 減免の要件

- 対象家屋：地方税法規程で創設された熊本地震の特例措置における家屋の取り扱いと同じ
- 専用住宅や併用住宅(居住部分が2分の1以上のもの)

4 南阿蘇村独自の減免要件

- 南阿蘇村に住民票があること
- 村税の滞納が3年間ないこと

〈問い合わせ〉税務課 固定資産税係

TEL. (67) 2703

受付時間：平日午前9時から午後4時まで

阿蘇税務署からのお知らせ
税務署での面接相談は
事前予約をお願いします!

1. 阿蘇税務署に電話

「0967(22)0551」

※音声ガイダンスに従って、番号を選択してください。

①を選択：「税に関する一般的なご質問やご相談の方」

②を選択：「税務署にご用の方」

※10月・12月の面接相談日(予約制)は次のとおりです。

【所得税、個人事業者の消費税、贈与税、相続税、譲渡所得】

10月11日(木)、25日(木)

11月8日(木)、22日(木)

12月13日(木)、27日(木)

【法人税、消費税、源泉所得税、印紙税等の諸税】

10月30日(火)、11月29日(木)、

12月20日(木)

③を選択：「軽減税率制度の相談」

※身近な税金に関する情報は、「国税庁ホームページ」をご利用ください。

(<http://www.nta.go.jp>)

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

本人通知制度

(南阿蘇村では、平成27年4月1日から本人通知制度を実施しています。)

1. 本人通知制度とは

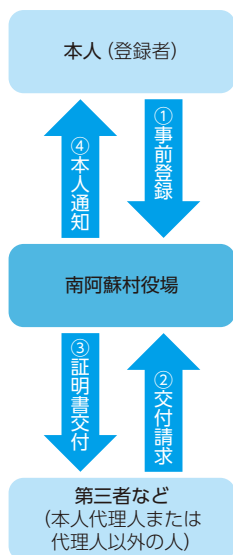
住民票の写しや戸籍謄本などを第三者など(本人代理人または代理人以外の人)に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

2. 本人通知制度の目的

①不正請求および不正取得の防止(不正請求の早期発見につながり、個人情報不正利用防止や、事実関係の早期究明が期待できる。)

②不正請求の抑止(不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求をためらわせる効果が期待できる。)

3. 本人通知制度の仕組み



4. 注意

第三者などから住民票の写しなどの請求があった場合に、交付の可否を事前に登録者へ確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。

〈問い合わせ〉

住民福祉課 住基・戸籍係

TEL (67) 2702